令和３年８月５日

保護者の皆様へ

小川町子育て支援課長

緊急事態宣言後の保育園の対応について

平素より保育園運営ならびに新型コロナウイルス感染症への対策等に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、国において緊急事態宣言が発出され、埼玉県が措置区域となりました。小川町においては緊急事態宣言後においても必要な保育を提供できるよう、町内の保育園においては引き続き感染予防・拡大防止の対策を徹底しつつ、原則通常どおりの運営を行ってまいります。

しかしながら、前回の緊急事態宣言時と比較し、子どもの感染が増加しております。県内では、保育所等において、日々新型コロナウイルスの感染者は発生しており、更なる感染の拡大が懸念されております。保護者の皆様におかれましては、お子様の御家庭での健康管理に御留意いただくとともに、感染対策に引き続き御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、現段階で臨時休園や登園自粛要請といった措置は実施いたしませんが、今後の感染拡大状況等により対応が変更となる場合もございますので、その際は改めてお知らせいたします。

また、保育園における感染防止の観点から、引き続き保護者の皆様には、登園前のお子様と保護者の検温や、発熱、呼吸器症状が認められる場合の対応などに御協力をお願いいたします。詳しくは、別紙「保育園における感染拡大防止対策について（令和3年1月8日付通知）」を御確認ください。

※保育園においては、出来る限りの感染防止対策に努めてまいりますが、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合には、臨時休園することになります。

【お問合せ先】
小川町子育て支援課総合保育担当
電話　０４９３－８１－６１８１